

普通預金

平成22年10月1日現在

商品名	・普通預金
販売対象	・個人および法人のお客さま
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れ ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人のお客さま……20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) (但し、マル優ご利用の場合は除きます。) ・法人のお客さま……総合課税
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要な場合があります。
付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまは、定期預金を担保にすることにより、「総合口座」のお取扱いができます。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります。) ・個人のお客さまのうち、条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	—————
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部総務部(9時～17時、電話:076-263-2585)までお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・次のいずれかに該当した場合は、預金口座を解約させていただきます。 A. 預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。 B. 「譲渡、質入れ等の禁止」に違反した場合。 C. 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ・最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない場合には、預金取引の停止または預金者に通知することにより預金口座を解約することがあります。 ・本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)